

優生保護法訴訟東京地裁判決に対する声明

本日、東京地方裁判所第14民事部は、優生保護法被害者である原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。全国の被害者の期待を大きく裏切るものである。

判決は、優生手術から20年を経過したことをもって国家賠償請求権が消滅したと判断して、国家を挙げて障害者の生殖機能を奪った国家犯罪に等しい行為を期間の経過を理由に免責した。しかし、この判断は、特段の事由がある場合には除斥期間の経過による免責を認めないとした最高裁の判旨にも悖るものである。

また、この判決は、被害者への救済措置を取らなかったことや被害回復のための法律を作らなかったことについても違法性を認めなかった。しかし、昨年成立した優生保護法一時金支給法が被害回復には不十分であることを考えると、原告ら被害者の今後の被害回復は困難と言わざるを得ない。

今回の判決は、優生手術の結果、子どもや家庭を作るといった誰にでも当たり前保障されるはずの人権が国家から奪われ、人生そのものを否定された大勢の被害者の悲痛な声に背を向けるもので、断じて許しがたい判決である。

熊本の弁護士としては、この判決にめげることなく、優生保護法被害者の被害回復のために、全力で活動を継続することを表明する。

2020年6月30日

優生保護法に基づく不妊手術に関する国家賠償請求訴訟熊本弁護士被害弁護団

団長 東 俊裕